

報告第6号

臨時代理した事件（名張市奨学金選考委員会委員の委嘱・任命及び解任）の承認について

名張市奨学金条例（平成23年条例第4号）第14条の規定に基づく名張市奨学金選考委員会委員の委嘱、任命及び解任については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

平成30年5月7日報告

名張市教育委員会
教育長 上 島 和 久

平成30年度 名張市奨学金選考委員名簿

規程第3条	期間	氏名	役職	任命日	新規・更新	氏名	役職	理由	解職日	解職通知
1 市内の高等学校の校長	在職期間 (または交代まで)	吉田 淳	名張青峰高等学校校長	平成30年4月1日	○	服部 守賀	名張桔梗丘高等学校校長	異動のため	平成30年3月31日	○
2 市内の中学校の校長	在職期間	和南 義一	名張中学校校長	平成29年4月1日						(継続)
3 教育委員会の委員	〃	辻 愛	教育委員	平成30年4月1日	○	松尾 真由美	教育委員	退任のため	平成29年12月22日	○
4 副市長	〃	前田 國男	副市長	平成20年4月1日						(継続)
5 教育長	〃	上島 和久	教育長	平成17年4月1日						(継続)
6 学識経験者	平成29年5月1日～	梶原 久代	元名張高等学校校長	平成29年5月1日						(継続)

1～5号委員の任期(職に在任する期間)
6号委員の任期(任期3年)再選あり

名張市奨学金選考委員会規程 (昭和41年4月19日教育委員会規程第23号)

最終改正:平成28年4月1日教育委員会規程第1号

改正内容:平成28年4月1日教育委員会規程第1号[平成28年4月1日]

○名張市奨学金選考委員会規程

昭和41年4月19日教育委員会規程第23号

改正

昭和41年7月16日教育委員会規程第24号

昭和42年6月2日教育委員会規程第29号

平成9年3月19日教育委員会規程第1号

平成15年4月1日教育委員会規程第2号

平成19年3月15日教育委員会規程第2号

平成19年12月17日教育委員会規程第4号

平成23年3月30日教育委員会規程第4号

平成25年3月29日教育委員会規程第1号

平成28年4月1日教育委員会規程第1号

名張市奨学金選考委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名張市奨学金条例（平成23年条例第4号）第14条第2項の規定により名張市奨学金選考委員会（以下「選考委員会」という。）について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 選考委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 名張市奨学金の支給又は貸付を受ける者の選考に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(定数、選任)

第3条 選考委員会の委員の定数は6名とし、次の各号の区分により教育委員会が選任する。

(1) 名張市に設置の高等学校の校長

(2) 市立中学校の校長

(3) 教育委員会の委員

(4) 副市長

(5) 教育長

(6) 教育又は社会経済に関する学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第6号の規定による委員にあつては3年とし、その他の委員にあつては、当該職にある期間とする。

(委員長)

第5条 選考委員会に委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、選考委員会を代表する。

(会議)

第6条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が行う。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 選考委員会に関する庶務は、教育委員会教育総務室で行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。**附 則**

この規程は、昭和41年4月1日から適用する。

附 則 (昭和41年7月16日教育委員会規程第24号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和41年5月15日から適用する。

附 則 (昭和42年6月2日教育委員会規程第29号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則 (平成9年3月19日教育委員会規程第1号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日教育委員会規程第2号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月15日教育委員会規程第2号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月17日教育委員会規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日教育委員会規程第4号)

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の名張市奨学金支給選考委員会規程の規定に基づく名張市奨学金支給選考委員会の委員である者は、この規程の施行の日に、名張市奨学金選考委員会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同日における改正前の名張市奨学金支給選考委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則 (平成25年3月29日教育委員会規程第1号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日教育委員会規程第1号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。
